

養育費・親子交流

こどもにとって両親の離婚はとても大きなできごとです。

こどもがこれ乗り越えて、健やかに成長していけるよう、離婚をするときに親としてあらかじめ話し合っておくべきことに、「養育費」と「親子交流」があります。

養育費とは

こどもを育て、教育するために必要な費用のことをいいます。一般的には、経済的、社会的に自立していない子どもが自立するまでに要する費用を意味します。
(衣食住に必要な経費や教育費、医療費など)

親のこどもに対する養育費の支払義務は親の生活に余力がなくても、自分と同じ水準の生活を保障するという強い義務（生活保持義務）だとされています。

養育費の取り決め

養育費はこどものためのものですので、取り決めの有無や内容について紛争が起きないように、口約束ではなく、書面に残しておくようにしましょう。

養育費の請求は離婚後でもできます。請求方法を確認していきましょう。



Point1 養育費を請求するには？

話し合い



お互いで話し合いましょう。連絡は電話や手紙、弁護士に交渉依頼することもできます※弁護士による無料法律相談は3ページをご参照ください。

取り決めをする時は、養育費の金額、支払期間、支払時期、臨時の費用（大学の入学金や突然の傷病による入院治療費など）など具体的に決めておきましょう。

話し合いができたら…

「合意書」を作成しましょう。
2通作成し、双方が1通ずつ保管してください。



法務省ホームページ

法務省のホームページに「こどもの養育に関する合意書」のひな形が掲載されていますので、参考にしてください。

話し合えない

養育費請求調停 (家事調停)

家庭裁判所に「養育費請求調停」を申し立てます。

「養育費請求調停」は、家庭裁判所で行われますが、あくまでも話し合いの手続です。

※ 相手方の住所地の家庭裁判所あるいは当事者が合意で定める家庭裁判所に申し立てます。

※ 裁判所のホームページで調停制度や手続きの流れなどを動画で確認できます。



合意できない

審判

調停でも養育費について合意できなかった場合には、自動的に「審判」に移行します。

「審判」では、裁判官が養育費の支払義務の有無や金額、期間などを決めます。

Point2 養育費の金額はどのように決める？

基本的には話し合って決めますが、その際は裁判所が公表している「算定表」が参考になります。

詳細はこちらから



Point3 養育費は他の借金より先に支払ってもらえる権利です

令和8年4月1日より父母間で作成した文書に基づいて差し押さえの手続き（強制執行の申し立て）ができるようになりました。（これを「養育費の先取特権」といいます。）
こども1人あたり上限月額8万円、法律施行後に発生する養育費が対象です。

Point4 合意するまでの養育費は？

令和8年4月1日（法律施行日）以後に離婚をした場合、離婚の時に取り決めがなくても、取り決めをするまでの間、暫定的に子どもを育てる父母は、他方に対して、こども1人あたり月額2万円の法定養育費を請求することができるようになりました。

Point5 裁判所を利用しないで、紛争を解決する方法もあります

A D R（Alternative Dispute Resolution）裁判外紛争解決手続は、裁判所を利用することなく、公正中立な第三者が当事者間に入り、話し合いによって、当事者が納得できる解決をめざす手続です。土日夜間の対応など柔軟な手続が可能です。
（原則として3か月以内かつ3回以内の審理により解決します。）

ご相談はこちらから 千葉県弁護士会紛争解決支援センター 043-227-8431

Point6 養育費を支払ってもらえるか不安なときは？

元配偶者が養育費の支払いを滞納した際に、**保証会社が立て替え払い**を行う**養育費保証契約**という制度があります。



○メリット

○保証会社が立て替えるので、養育費の遅れを気にせず生活できる

○元配偶者とのやりとりを代行してくれる（精神的負担の軽減・トラブル回避）

詳細は「養育費保証契約」で検索！

養育費の受け取りを支援する事業があります

柏市ひとり親家庭養育費確保支援事業補助金



公正証書等を作成した日又は養育費保証契約を締結した日の翌日から起算して**1年以内**に
こども福祉課に申請してください。

1 公正証書・調定証書作成費用の補助

上限：17,000円

公証人手数料又は家庭裁判所の調停申し立てに要する収入印紙代、連絡用の切手代を補助

2 養育費保証契約の補助

上限：50,000円

保証会社と養育費保証契約を締結する際の初回保証料を補助

詳細は
こちらから



対象者	1.2ともに児童扶養手当を受給しているかた
必要書類	対象経費の領収証など

こども福祉課
04-7167-1595

親子交流とは

こどもと離れているお父さんやお母さんが定期的、継続的に、会って話しをしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙などの方法で交流することをいいます。

離婚によって夫婦は他人になっても、
こどもにとって父母はともにかけがえのない存在です。



こどもは親子交流を通して、どちらの親からも愛されている、大切にされていると感じることで安心感や自信を持つことができ、それが子どもが生きていくなかで大切な力となります。

こどもにとって望ましい親子交流を行うために 親子交流の頻度、内容、場所などの方法はこどもが安心して親子交流を楽しめるように、**こどもの年齢や健康状態、生活状況などを考えながら無理のないように決めることが大切です。**

親同士が守らなければならないルールを決めて、**書面に残しておきましょう。**



Point 親子交流の実施が難しいときは

面会交流を行うことには合意したけれども、「相手と直接顔を合わせたくない」、「相手と連絡のやりとりをしたくない」、「こどもを相手と2人きりにすることが嫌」などの理由で、面会交流の実施が難しい場合があります。

父母間での面会交流の実施が難しい場合は、**親子交流の第三者機関**を利用する方法があります。

FPIC（公益社団法人家庭問題情報センター、千葉ファミリー相談室）
☎043-227-4716

「リコンの時に知っておきたい大切なこと」

約3分のイラスト動画で、養育費と親子交流の基本的な知識が分かります。



こどもの健やかな環境とよりよい未来のために

親権・養育費・親子交流などのルールが新しくなりました



親の責務に関するルールの明確化

こどもの未来を担う親としての責任

親権や婚姻関係があるかどうかにかかわらずこどもを育てる責任と義務についてルールが明確にされました。

離婚の親権に関するルールの見直し

新たな選択肢、共同親権

共同親権の場合、日常のことは一方の親で決め、大切なこと（住む場所をかえること・将来の進学先等）は父母2人の話し合いで決められるようになります。

養育費の支払い確保に向けた変更点

養育費を確実に、しっかりと受け取れるルール

文書で取り決めをしていれば、支払いが滞った場合に、その文書をもって一方の親の財産を差し押さえるための申立てができるようになります。

離婚時に取り決めがなくても、取り決めるまでの間、こどもと暮らす親が他方の親へ、こども一人あたり月額2万円の法定養育費を請求できます。

安全・安心な親子交流実現に向けた見直し

こどものことを最優先に行われます

家庭裁判所の手続き中に親子交流を試行的に行うことができます。

こどもと祖父母などの父母以外の親族の間に親子のような親しい関係があり、こどものために必要がある場合は、家庭裁判所はこどもと父母以外の親族との交流を定めるようになります。

詳細はこども福祉課 母子・父子自立支援員まで 04-7167-1455



ひと親家庭のためのポータルサイト

こども家庭庁のホームページでは、民法改正についてわかりやすく説明しています。



法務省のホームページでは、民法改正に関する解説している「パンフレット（父母の離婚後の子の養育に関するルールが改正されました）」が掲載されています。

